

議案第 88 号

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
中一部改正の件

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 4 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 号中「第140条の66第 1 号ロ（2）」を「第140条の66第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p>